

大和高田市地球温暖化対策実行計画 (事務事業編)

概 要 版

令和 6 年 2 月

大和高田市

目 次

第 1 章 はじめに.....	1
第 2 章 計画の基本的事項.....	2
2.1 計画の目的.....	2
2.2 計画の位置づけ.....	2
2.3 計画の対象範囲.....	3
2.4 対象とする温室効果ガス.....	4
2.5 計画期間.....	5
第 3 章 地球温暖化対策をめぐる背景.....	6
3.1 地球温暖化の現状.....	6
3.2 地球温暖化対策をめぐる国際的な動向.....	9
3.3 地球温暖化対策をめぐる国内の動向.....	10
3.4 奈良県の動向.....	12
第 4 章 市の事務事業における温室効果ガス排出量.....	13
4.1 市の事務事業における温室効果ガス排出量等の状況.....	13
4.2 温室効果ガス排出量等の内訳及び排出要因別の推移.....	14
4.3 施設分類等別の状況.....	18
4.4 温室効果ガス排出量等の将来予測（BAU）.....	22
4.5 再生可能エネルギー導入見込み.....	23
第 5 章 本計画の目標.....	24
5.1 本計画で対象とする施設.....	24
5.2 温室効果ガス排出量の削減目標の考え方.....	25
5.3 温室効果ガス排出量の削減目標.....	27
5.4 再生可能エネルギーの導入目標.....	28
第 6 章 目標達成に向けた取組.....	30
6.1 再生可能エネルギーの最大限の活用に向けた取組.....	30
6.2 建築物の建築、管理等に当たっての取組.....	30
6.3 財やサービスの購入・使用に当たっての取組.....	32
6.4 その他の温室効果ガスの排出の削減等への配慮.....	36
第 7 章 計画の推進体制と進捗状況の公表.....	38

第1章 はじめに

地球温暖化とは、二酸化炭素に代表される温室効果ガスの大気中の濃度が増加することにより、地球の熱収支のバランスが崩れ、地表付近の気温が上昇する現象です。

気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の第6次評価報告書によると、人間活動が温暖化に影響を与えていることは疑う余地がなく、世界の平均気温は1.1℃上昇しており、気温上昇を1.5℃に抑えるためには、2035年までに世界全体で2019年比60%の温室効果ガスの削減が必要としています。

世界規模で異常気象が発生し、大規模な自然災害が増加するなど、気候変動問題への対応は今や人類共通の課題となっています。

我が国においても、自然災害をはじめ、自然生態系、健康、農林水産業、産業・経済活動など、様々な分野に影響が及んでおり、人類や全ての生き物にとっての生存基盤を揺るがす「気候危機」とも言われる状況です。

温暖化に伴うこのようなリスクを回避、軽減するには、温室効果ガス排出量を早期に実質ゼロにするカーボンニュートラルを目指す必要があります。

本市は市の事務事業において、率先して地球温暖化対策を実行することを目指し、「大和高田市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（以下「本計画」といいます。）」を策定します。

第2章 計画の基本的事項

2.1 計画の目的

本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「地球温暖化対策推進法」といいます。）第 21 条第 1 項に基づき、地球温暖化対策計画に即して、本市が実施している事務及び事業に関し、省エネルギー・省資源、廃棄物の減量化などの取組を推進し、温室効果ガスの排出量を削減することを目的として策定するものです。

2.2 計画の位置づけ

本計画は、地球温暖化対策推進法第 21 条第 1 項に定める地方公共団体実行計画であるとともに、「大和高田市まちづくりの指針（2020 年（令和 2 年）3 月）」における基本目標の一つである「⑤安心して暮らせる快適のまちづくり」の一環として取り組むものです。また大和高田市公共施設等総合管理計画等、市の事務事業や施設管理に関する他の計画とも整合を図りつつ実行していくものです。

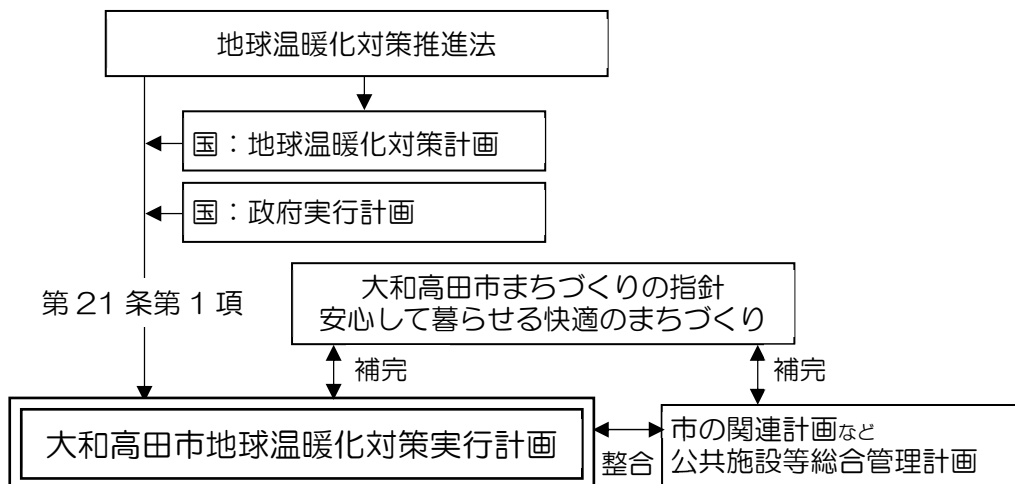


図 2-1 計画の位置づけ

2.3 計画の対象範囲

本計画の対象範囲は、大和高田市の全ての事務・事業とします。

表2-1 対象施設一覧

施設分類	施設種別	担当課
庁舎等	大和高田市役所庁舎	総務課
消防施設	消防団詰所	危機管理課
福祉施設	ゲートボール場・さくら荘・老人憩いの家・ゆうゆうセンター	社会福祉課
	市民交流センター	まち振興課
	こども園・保育所・幼稚園・児童ホーム	保育幼稚園課
	児童館	こども家庭課
	保健センター	健康増進課
	青少年会館・総合会館・隣保館・集会所	人権施策課
一般廃棄物処理施設	クリーンセンター	クリーンセンター
上下水道施設	配水場等	水道総務課
	市内マンホールポンプ等	下水道課
教育施設	小学校・中学校・高等学校	教育総務課
医療施設	市立病院・訪問看護ステーション等	市立病院管理課
	天満診療所	保険医療課
文化・スポーツ施設	勤労青少年ホーム	商工振興課
	さざんかホール	文化振興課
	総合体育館・武道館・プール	スポーツ振興課
	図書館・郷土資料室・葛城コミュニティ・公民館等	生涯学習課
その他の施設	市営住宅共用部分等	住宅課
	斎場等	市民衛生課
	交通広場・駐車場・サイクルポート等	生活安全課
	ポンプ場・道路照明灯等	土木管理課
	市内各公園	都市計画課

2.4 対象とする温室効果ガス

事務事業編の対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策推進法第2条第3項に定められている7種類のガスです。このうち、「温室効果ガス総排出量」の算定対象とする温室効果ガスは、三フッ化窒素(NF₃)を除く6種類であり、そのうち本市から排出していると考えられる二酸化炭素(CO₂)、メタン(CH₄)及び一酸化二窒素(N₂O)、ハイドロフルオロカーボン類(HFCs)を対象とします。

表 2-2 温室効果ガスの種類

ガスの種類	発生要因（人為的）等
二酸化炭素 (CO ₂)	産業、民生、運輸部門などにおける燃料の燃焼に伴う。全体の9割以上を占め、温暖化への影響が大きい。
メタン (CH ₄)	自動車の走行距離、一般廃棄物の焼却等が関係する。
一酸化二窒素 (N ₂ O)	燃料の使用、自動車の走行、一般廃棄物の焼却が関係する。
ハイドロフルオロ カーボン類 (HFCs)	エアゾール製品の噴射品、カーエアコンや冷蔵庫の冷媒、断熱発泡剤などに使用。
パーフルオロカー ボン類 (PFCs)	半導体等の製造用や電子部品などに使用。
六フッ化硫黄 (SF ₆)	変電設備に封入される電気絶縁ガスや半導体等製造品などとして使用。
三フッ化窒素 (NF ₃)	窒素とフッ素からなる無機化合物。強力な温室効果ガス。半導体の製造プロセスなどに使用。

2.5 計画期間

地球温暖化対策推進法第 21 条第 1 項において、都道府県及び市町村は、国の地球温暖化対策計画に即して地方公共団体実行計画を策定すると規定されていることから、本計画の計画期間は、国の地球温暖化対策計画の目標年度である令和 12 年度（2030 年度）及び長期的目標としての 2050 年度を展望しつつ、令和 6 年度（2024 年度）から令和 10 年度（2028 年度）までの 5 年間とします。また、目標の達成を評価する基準年度は、国の地球温暖化対策計画との整合を図るため、平成 25 年度（2013 年度）とします。

表 2-3 計画期間・基準年度

	H25 2013	...	R3 2021	...	R5 2023	R6 2024	R7 2025	R8 2026	R9 2027	R10 2028	R11 2029	R12 2030	...	2050
本計画	基準 年度	全庁地球温暖化防止実行計画										国の目 標年度	長期的 目標	

第3章 地球温暖化対策をめぐる背景

3.1 地球温暖化の現状

(1) 気温の推移

地球温暖化問題は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる安全保障の問題と認識されており、最も重要な環境問題の一つとされています。既に世界的にも平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇が観測されています。

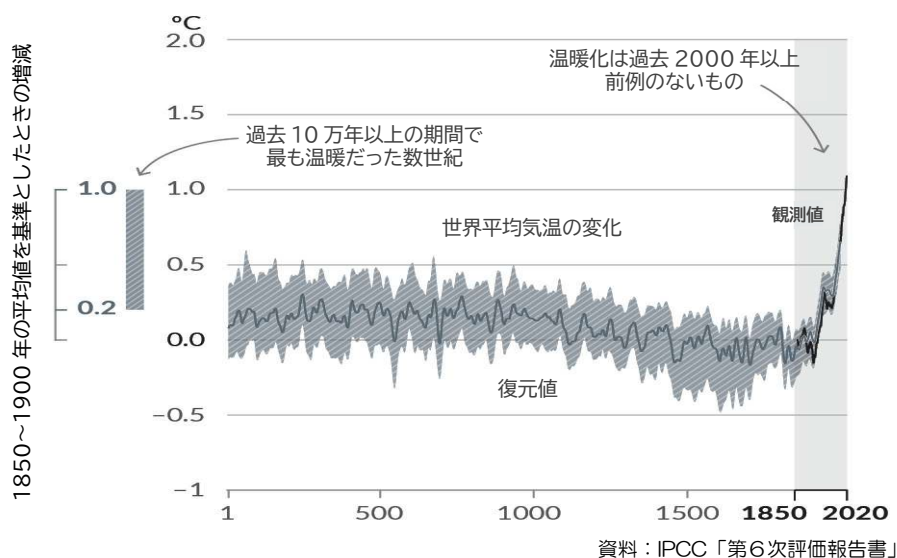


図 3-1 世界の平均気温偏差の経年変化（過去約 2000 年間）

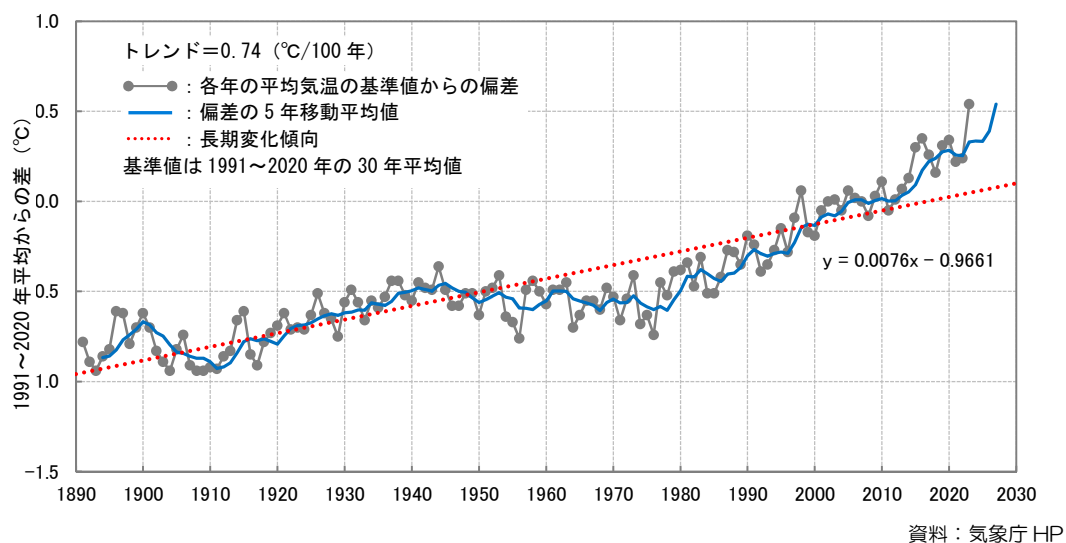


図 3-2 世界の平均気温偏差の経年変化（直近約 130 年間）

奈良観測所の年平均気温の経年変化をみると、年平均気温は上昇傾向にあり、また熱帯夜や猛暑日日数も直近 10 年で顕著に増えています。

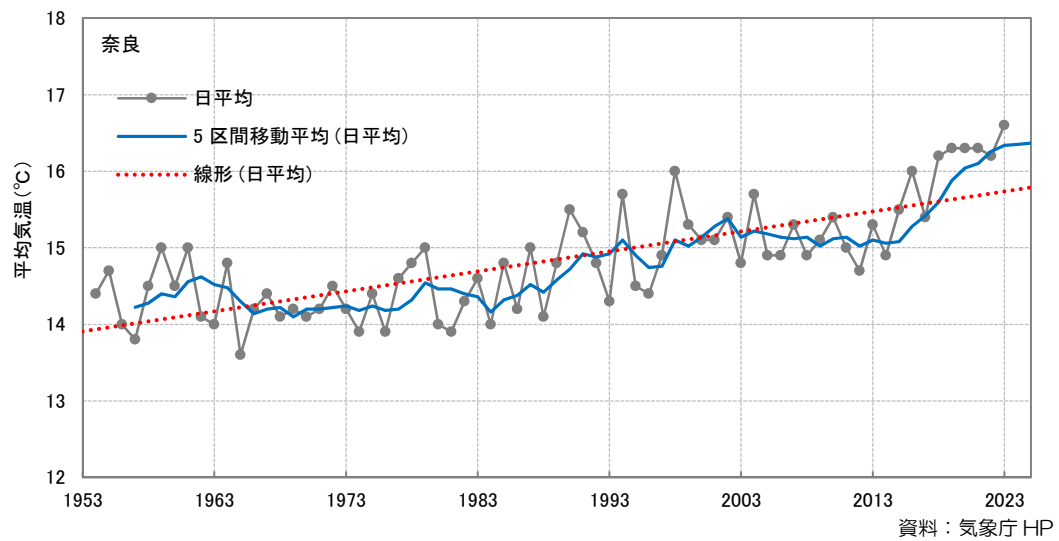
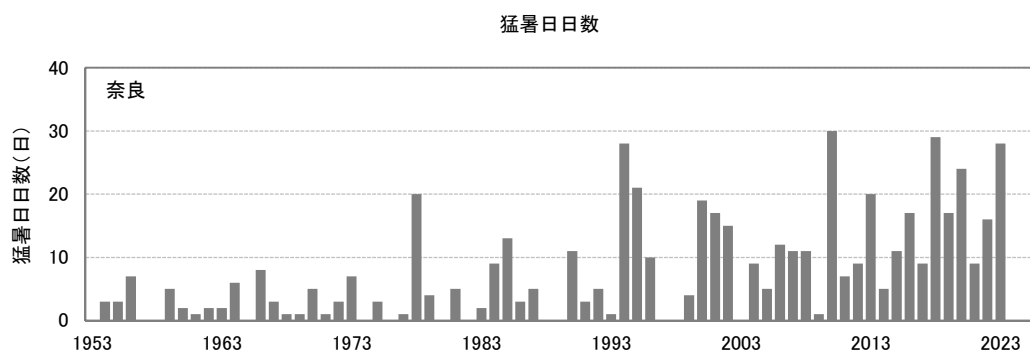
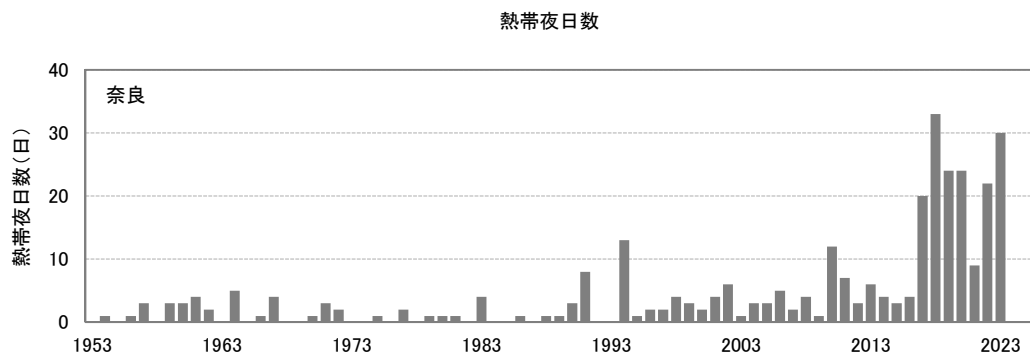


図 3-3 奈良観測所の年平均気温の経年変化（直近約 70 年間）



資料：気象庁 HP

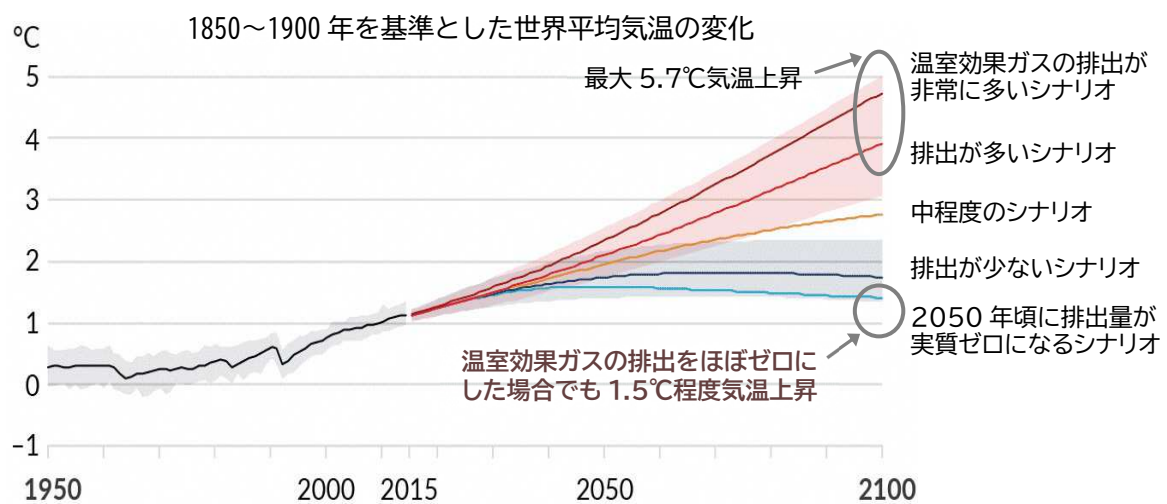
図 3-4 奈良観測所の熱帯夜日数及び猛暑日日数の経年変化（直近約 70 年間）

(2) 気温の変化の将来予測

令和3年(2021年)8月には、IPCC第6次評価報告書第1作業部会報告書が公表され、この報告書では、人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がないこと、大気、海洋、雪氷圏及び生物圏において、広範囲かつ急速な変化が現れていること、気候システムの多くの変化(極端な高温や大雨の頻度と強度の増加、強い熱帯低気圧の割合の増加等)は、地球温暖化の進行に直接関係して拡大することが示されました。

同報告書では、将来の気温の変化について、複数のシナリオで予測を行っており、温室効果ガスの排出が非常に多いシナリオでは最大5.7℃、温室効果ガスの排出が2050年ごろに実質ゼロになるシナリオでも1.5℃上昇すると予測しています。

個々の気象現象と地球温暖化との関係を明確にすることは容易ではありませんが、今後、地球温暖化の進行に伴い、このような猛暑や豪雨のリスクは更に高まると考えられています。



資料：IPCC「第6次評価報告書」に加筆

図 3-5 気温の変化の将来予測

3.2 地球温暖化対策をめぐる国際的な動向

(1) パリ協定（気候変動対策の国際的枠組）

平成 27 年（2015 年）にパリで開催された「第 21 回気候変動枠組条約締約国会議（COP21）」において、令和 2 年（2020 年）以降の国際的な温暖化対策の枠組みである「パリ協定」が採択され、翌年発効しました。

パリ協定では、「世界共通の長期目標として、平均気温の上昇を工業化以前に比べて 2℃より十分下方に抑え、さらに 1.5℃に抑える努力を追求すること」や、「今世紀後半の温室効果ガスの人為的な排出と吸収の均衡」を掲げたほか、「各国は 5 年ごとに温室効果ガスの削減目標を国連に提出し、対策を着実に進めること」などが定められています。

(2) IPCC 評価報告書

平成 30 年（2018 年）に公表された IPCC の「1.5℃特別報告書」によると、世界全体の平均気温の上昇を、2℃を十分下回り、1.5℃の水準に抑えるためには、CO₂排出量を 2050 年頃に正味ゼロとすることが必要とされています。

(3) 温室効果ガス実質ゼロ目標

IPCC の 1.5℃特別報告書を受け、多くの国々が 2050 年頃までに温室効果ガス排出量を実質ゼロとする目標を掲げ、それを達成するための具体的な行動を始めしています。

3.3 地球温暖化対策をめぐる国内の動向

(1) 国の温室効果ガス排出量の削減目標

令和2年（2020年）10月、我が国は2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち、2050年カーボンニュートラル（脱炭素社会の実現）を目指すことを宣言しました。

翌年4月、地球温暖化対策推進本部において、令和12年度（2030年度）の温室効果ガスの削減目標を平成25年度（2013年度）比46%削減することとし、さらに、50%の高みに向けて、挑戦を続けていく旨が公表されました。

(2) 地球温暖化対策推進法、地球温暖化対策計画の改定

令和3年（2021年）6月に公布された地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和3年法律第54号）では、2050年までの脱炭素社会の実現を基本理念として法律に位置付け、地域脱炭素化促進事業に関する規定等が新たに追加されました。

同年10月には、地球温暖化対策計画の改定が行われました。新たな地球温暖化対策計画では、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて気候変動対策を着実に推進していくこと、中期目標として、令和12年度（2030年度）において、温室効果ガスを平成25年度（2013年度）から46%削減することを目指し、さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていくという新たな削減目標も示され、令和12年度（2030年度）目標の裏付けとなる対策・施策を記載した目標実現への道筋を描いています。

表 3-1 地球温暖化対策計画における 2030 年度削減目標

温室効果ガス排出量・吸収量 (単位：億t-CO ₂)		2013排出実績	2030排出量	削減率	従来目標
		14.08	7.60	▲46%	▲26%
エネルギー起源CO ₂	産業	12.35	6.77	▲45%	▲25%
	業務その他	4.63	2.89	▲38%	▲7%
	業務その他	2.38	1.16	▲51%	▲40%
	家庭	2.08	0.70	▲66%	▲39%
	運輸	2.24	1.46	▲35%	▲27%
	エネルギー転換	1.06	0.56	▲47%	▲27%
非エネルギー起源CO ₂ 、メタン、N ₂ O		1.34	1.15	▲14%	▲8%
HFC等4ガス（フロン類）		0.39	0.22	▲44%	▲25%
吸収源		-	▲0.48	-	(▲0.37億t-CO ₂)
二国間クレジット制度（JCM）		官民連携で2030年度までの累積で1億t-CO ₂ 程度の国際的な排出削減・吸収量を目指す。我が国として獲得したクレジットを我が国のNDC達成のために適切にカウントする。			-

資料：「地球温暖化対策計画の概要」
<<https://www.env.go.jp/earth/ondanka/keikaku/211022.html>>

表 3-2 地球温暖化対策計画に位置づける主な対策・施策

省エネ・再エネ	◆改正温対法に基づき自治体が促進区域を設定→ 地域に裨益する再エネ拡大（太陽光等） ◆住宅や建築物の省エネ基準への適合義務付け拡大
産業・運輸等	◆2050 年に向けたイノベーション支援 →2 兆円基金により、水素・蓄電池など重点分野の研究開発及び社会実装を支援 ◆データセンターの 30%以上省エネに向けた研究開発・実証支援
分野横断的取組	◆2030 年度までに 100 以上の「脱炭素先行地域」を創出（地域脱炭素ロードマップ） ◆優れた脱炭素技術等を活用した、途上国等での排出削減 →「二国間クレジット制度：JCM」により地球規模での削減に貢献

(3) 政府実行計画

令和 3 年（2021 年）10 月には、政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画（政府実行計画）の改定も行われました。

温室効果ガス排出削減目標を令和 12 年度（2030 年度）までに平成 25 年度（2013 年度）比 50%削減に見直し、その目標達成に向け、太陽光発電の導入、新築建築物の ZEB 化、電動車の導入、LED 照明の導入、再生可能エネルギー電力調達等について、政府自らが率先して実行する方針が示されました。

(4) エネルギー基本計画

令和 3 年（2021 年）10 月に改定された第 6 次エネルギー基本計画では、2050 年カーボンニュートラルや、令和 12 年度（2030 年度）の温室効果ガス 46%削減目標の実現に向けたエネルギー政策の道筋が示されました。

同計画では、需要側の徹底した省エネをさらに追求するとともに、再生可能エネルギーについては、最大限の導入に取り組むこととしており、新たに見直された令和 12 年度（2030 年度）の電源構成（エネルギーミックス）においては、再生可能エネルギーの比率を従来の「22%～24%」から「36%～38%」に大幅に引き上げ、主力電源として活用する方向性を示しています。

(5) 地域脱炭素ロードマップ

令和 3 年（2021 年）6 月、国・地方脱炭素実現会議において「地域脱炭素ロードマップ」が決定されました。脱炭素化の基盤となる重点施策（屋根置きなど自家消費型の太陽光発電、公共施設など業務ビル等における徹底した省エネと再エネ電気調達と更新や改修時の ZEB 化誘導、ゼロカーボン・ドライブ等）を全国津々浦々で実施する、といったこと等が位置付けられています。

(6) パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略

令和 3 年（2021 年）10 月 22 日、「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」が閣議決定されました。

この戦略は、2050 年カーボンニュートラルに向けた基本的考え方、ビジョン等を示すもので、地球温暖化対策を経済成長につなげるという考え方の下、各部門の対策や横断的施策を進めることとしています。

3.4 奈良県の動向

(1) 奈良県環境総合計画（2021-2025）

令和 3 年（2021 年）3 月に新たに策定された奈良県環境総合計画（2021-2025）では、2050 年までに二酸化炭素等の温室効果ガス排出実質ゼロにする脱炭素社会の構築を目指すこととし、令和 12 年度（2030 年）までに、平成 25 年度（2013 年度）比で、県域の温室効果ガス排出量を 45.9%削減する目標を掲げています。

(2) 奈良県庁ストップ温暖化実行計画（第五次）【令和 3～7 年度】

令和 3 年（2021 年）3 月に策定された第五次計画では、令和 7 年度（2025 年度）までに平成 25 年度（2013 年度）比で、事務事業に伴う温室効果ガス排出量を 35.0%以上削減する目標を掲げています。

第4章 市の事務事業における温室効果ガス排出量

4.1 市の事務事業における温室効果ガス排出量等の状況

(1) 温室効果ガス排出量とエネルギー消費量の推移

- 令和4年度（2022年度）の温室効果ガス排出量は、15,679 t-CO₂で、基準年度（平成25年度（2013年度））比で20.8%減となっています。
- エネルギー消費量では、平成25年度（2013年度）比で6.1%増となっています。

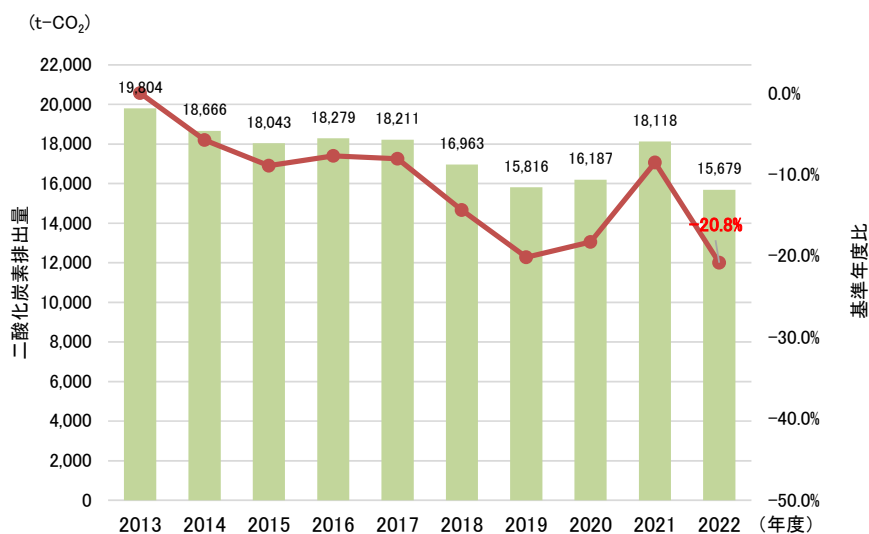


図4-20 大和高田市の事務事業における温室効果ガス排出量の推移

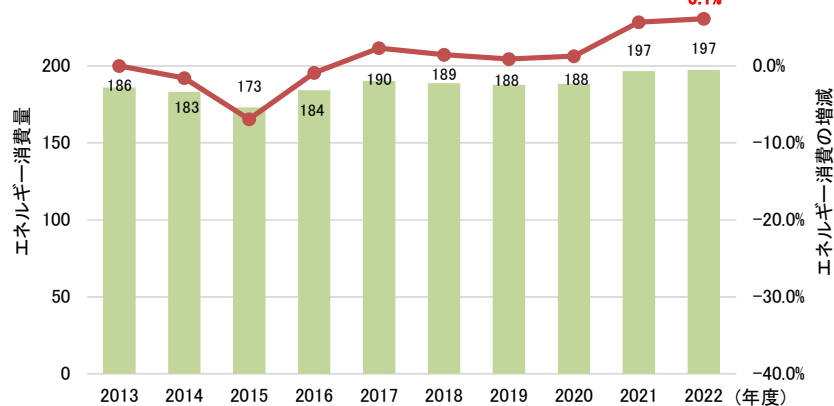


図4-2 大和高田市の事務事業におけるエネルギー消費量の推移

4.2 温室効果ガス排出量等の内訳及び排出要因別の推移

(1) 温室効果ガス排出量の内訳（ガス種別、エネルギー別）

- 平成 25 年度（2013 年度）に排出された二酸化炭素の内訳では、廃棄物の焼却に伴う二酸化炭素の排出が全体の 48.5%を占めて最も多く、次いで電気の使用による二酸化炭素の排出が 37.1%、燃料の使用（施設）：ガスによる二酸化炭素の排出が 9.0%となっています。
- 令和 4 年度（2022 年度）の温室効果ガス総排出量の内訳をガスの種別で見ると、二酸化炭素が全体の 97.1%と大部分を占めています。（図4-3、右図）
- また、廃棄物の焼却に伴う二酸化炭素の排出が全体の 50.8%を占めて最も多く、次いで電気の使用による二酸化炭素の排出が 29.1%、燃料の使用（施設）：ガスによる二酸化炭素の排出が 14.2%となっています。

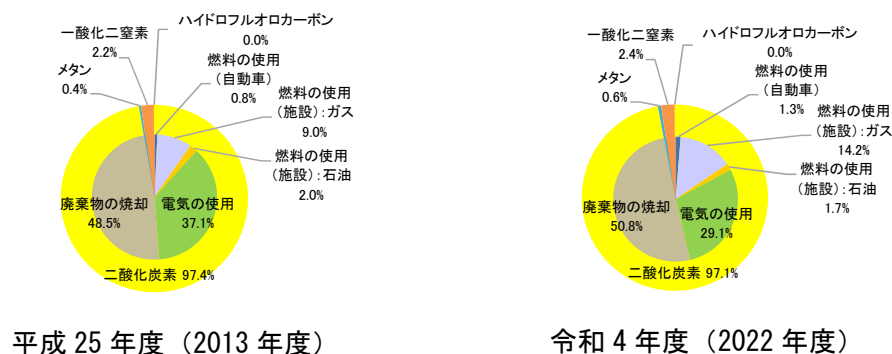


図4-3 温室効果ガス排出量の内訳

表 4-1 市の事務事業における温室効果ガス排出量等の内訳

			温室効果ガス排出量 (t-CO ₂)		増減率 (2013 年と 2022 年の比)
			平成 25 年 (2013 年)	令和 4 年 (2022 年)	
二酸化炭素 (エネルギー起源)	施設	電力	7,344	4,557	-37.9%
		ガス	1,783	2,231	25.1%
		石油	391	262	-33.0%
	自動車		150	204	36.3%
二酸化炭素 (非エネルギー起源)	廃棄物の焼却		9,613	7,965	-17.1%
メタン			76	89	16.3%
一酸化二窒素			444	369	-16.9%
ハイドロフルオロカーボン	カーエアコン		2.09	2.43	16.4%
計			19,804	15,679	-20.8%

※増減率は小数点以下第 2 位を四捨五入しています。温室効果ガス排出量は端数処理を行って記載していますので、表内の数値で増減率を算出した場合、数値が整合しない場合があります。

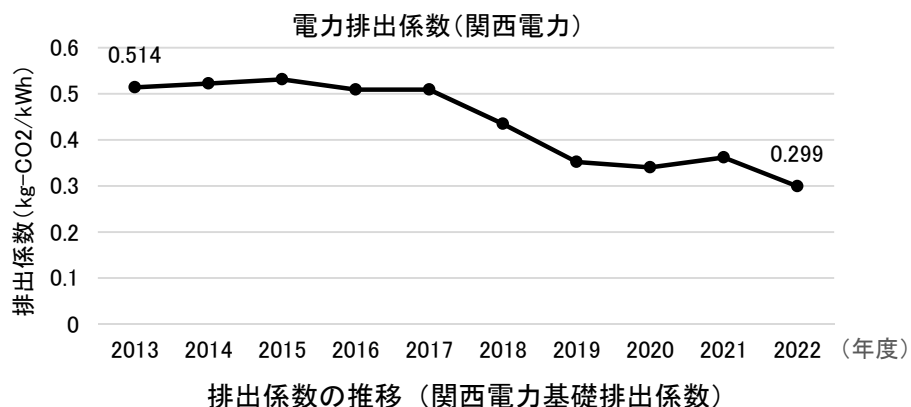
(参考) 電力排出係数について

電力の排出係数は、1kWh の電力を発電する際に排出される CO₂ 排出量のことで、電気事業者ごとの発電方法等によって異なり、毎年変動します。

下図に、関西電力の基礎排出係数を例に年次の変動状況を示します。

図のように、2013 年に 0.514kg-CO₂であった基礎排出係数は、2022 年度に 0.299 に低下しています。

このため、同じ電力使用量であっても、年次によって温室効果ガス排出量は異なる場合があります。



(2) 排出要因別の温室効果ガス排出量の推移

- 令和4年度（2022年度）の温室効果ガスの排出要因は、大きいものから、廃棄物の焼却、電気の使用、燃料の使用（施設）：ガス、燃料の使用（施設）：石油の順となっています。
- 平成25年度（2013年度）から令和4年度（2022年度）までの温室効果ガス排出量の推移を排出要因別にみると、減少率の高い順に、施設での電気の使用に伴う二酸化炭素の排出（基準年度比37.9%減）、施設での石油の使用に伴う二酸化炭素の排出（基準年度比33.0%減）となっています。
- 一方で、自動車の燃料の使用に伴う二酸化炭素の排出は、基準年度比36.3%増となっています。自動車由来の排出については項目(11)で詳述しますが、使用台数の増加が要因となっています。

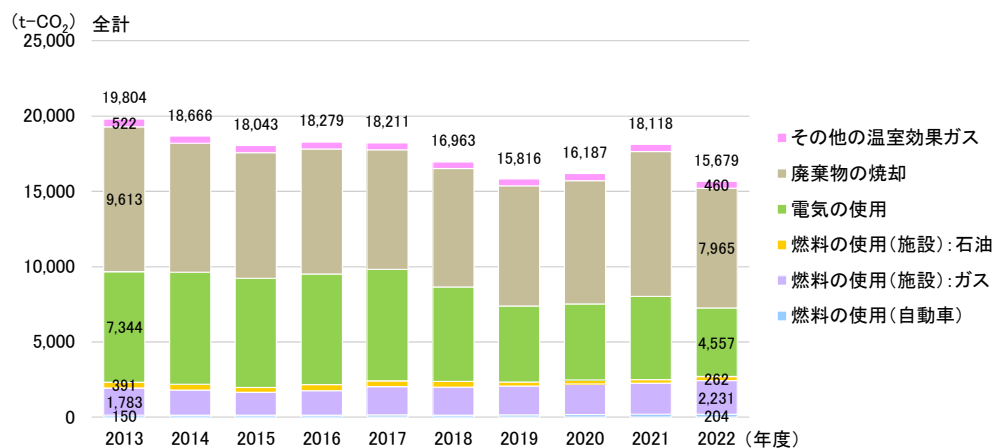


図 4-4 大和高田市の事務事業に係る温室効果ガス排出量の推移（排出要因別）

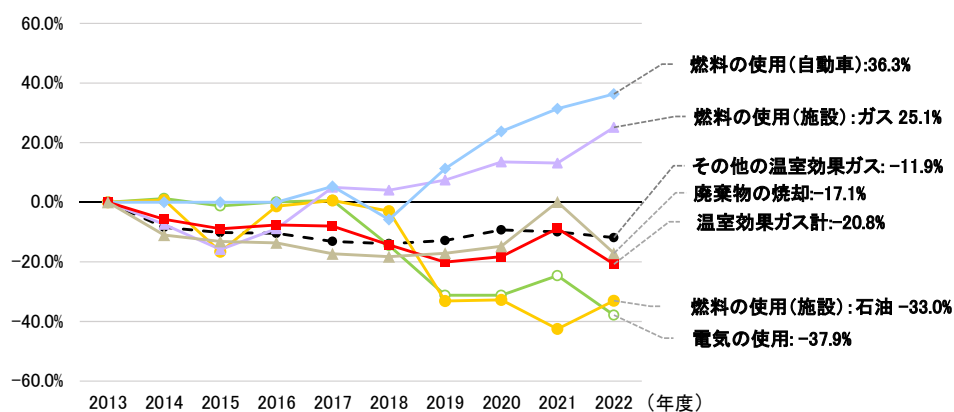


図 4-5 温室効果ガス排出量の基準年度比の推移（排出要因別）

(3) 排出要因別エネルギー消費量の推移

- 令和4年度（2022年度）のエネルギー消費は、消費量の大きいものから、電気の使用、燃料の使用（施設）：ガス、燃料の使用（施設）：石油の順となっています。
- 平成25年度（2013年度）から令和4年度（2022年度）までのエネルギー消費量の推移をエネルギー別に見ると、施設での燃料の使用（石油）が基準年度比33.0%減となりましたが、自動車燃料の使用では基準年度比36.0%増、施設での燃料の使用（ガス）では基準年度比25.5%増となり、全体では6.1%増となっています。

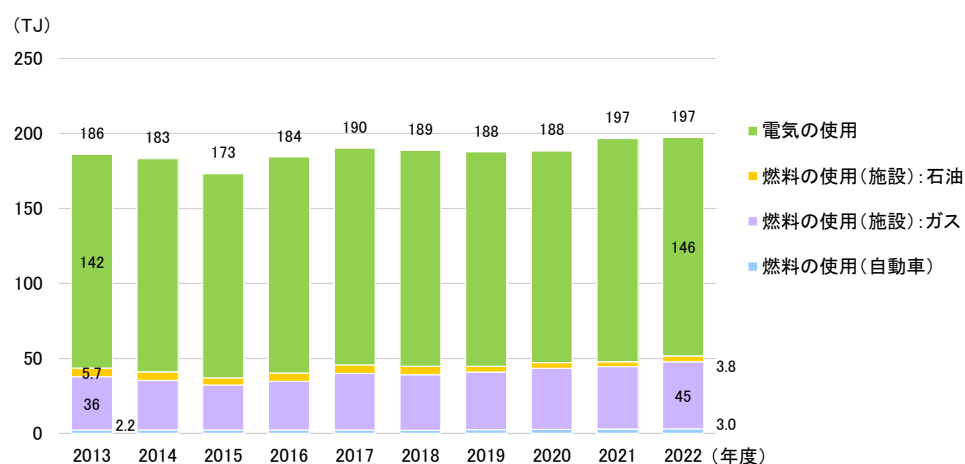


図 4-6 エネルギー消費量の推移(排出要因別)

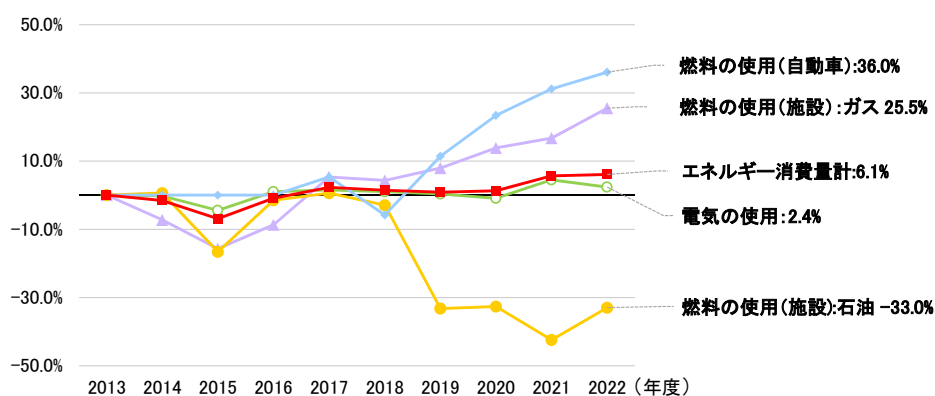


図4-7 エネルギー消費量の基準年度比の推移

4.3 施設分類等別の状況

(1) 温室効果ガス排出量の施設別の割合（令和 4 年度（2022 年度））

- 温室効果ガス排出量を施設別で見ると、一般廃棄物施設（非エネルギー起源）が最も多く全体の 51.9%、次いで医療施設の 15.9%、教育施設の 7.7%となっています。
- エネルギー消費量では、医療施設が最も多く全体の 33.8%、次いで一般廃棄物施設の 14.9%、教育施設の 13.9%となっています。

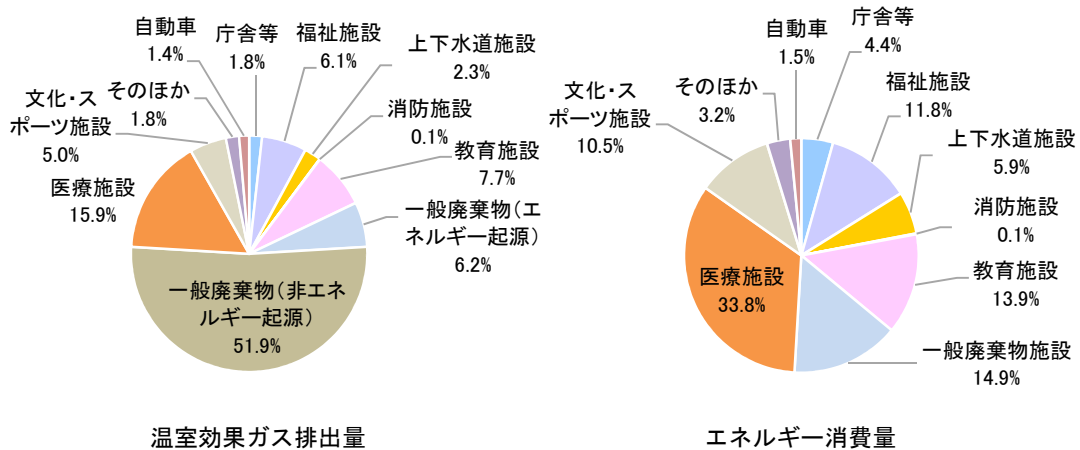


図4-8 施設別の温室効果ガス排出量とエネルギー消費量の内訳
令和 4 年度（2022 年度）

(2) 温室効果ガス排出量の推移（施設別）

- 平成 25 年度（2013 年度）から令和 4 年度（2022 年度）までの温室効果ガス排出量の推移を施設別にみると、一般廃棄物施設（廃棄物の燃焼由来以外）が 42.6%減、上下水道施設が 41.0%減、文化・スポーツ施設が 39.1%減となっています。
- 一方で、教育施設では 1.4%増となっています。

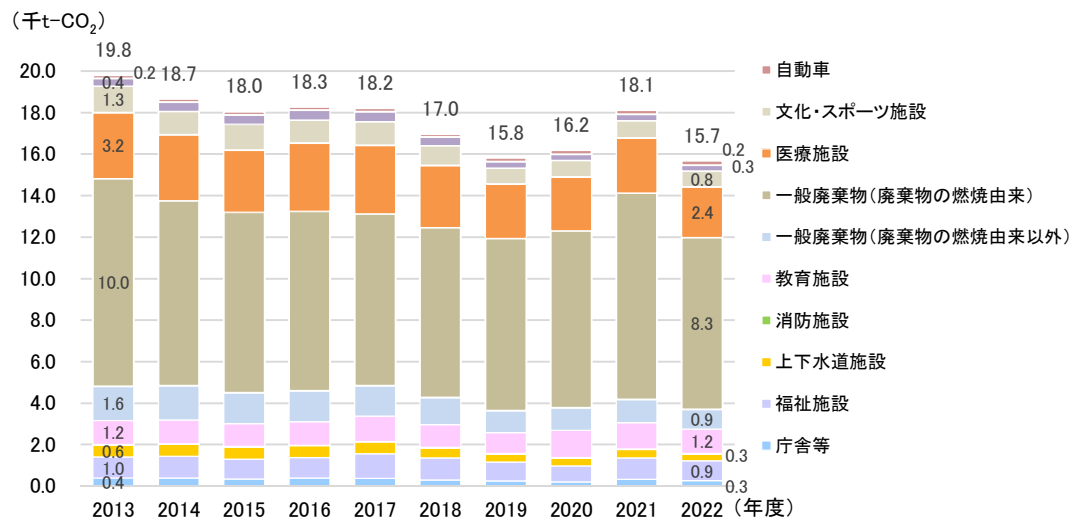


図4-9 施設別の温室効果ガス排出量の推移

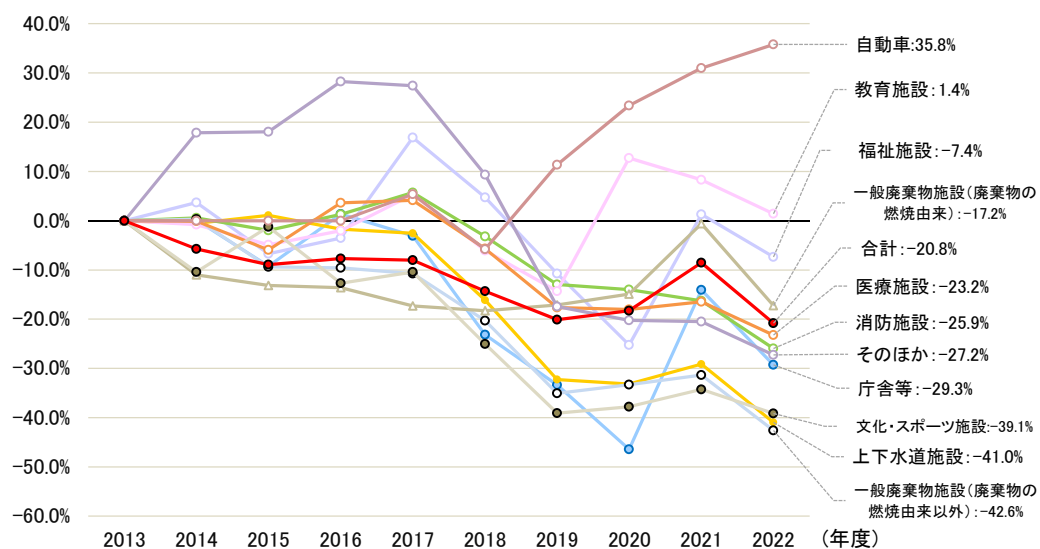


図4-10 施設別の温室効果ガス排出量の基準年度比の推移

(3) エネルギー消費量の推移（施設別）

- 平成 25 年度（2013 年度）から令和 4 年度（2022 年度）までのエネルギー消費量の推移を施設別にみると、文化・スポーツ施設が 16.4%減、一般廃棄物施設が 6.2%減となっています。
- 一方で、教育施設では 27.7%増、福祉施設では 20.9%増となっています。
- 自動車関連のエネルギー消費量は 36.0%増となっています。

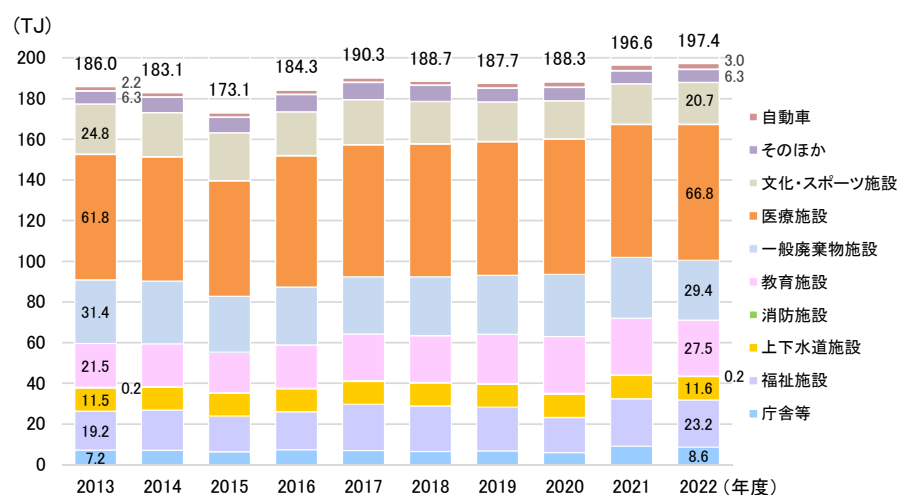


図4-11 施設別のエネルギー消費量の推移

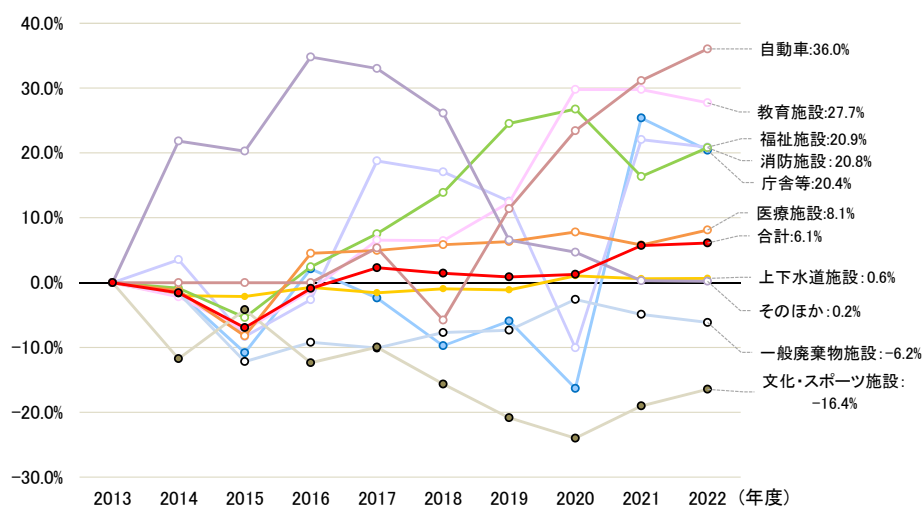


図4-12 施設別のエネルギー消費量の基準年度比の推移

(4) 施設分類別の状況まとめ

表 4-2 基準年度比による令和4年度（2022年度）の状況

施設等分類	温室効果ガス排出量	エネルギー消費量	備 考
庁舎等	↓ 減少	↑ 増加	● 令和3年(2021年)7月に旧庁舎から新庁舎への移行が行われ、庁舎の延べ床面積は6,281.25㎡から10,300㎡に増加。 ● 延床面積当たりのエネルギー消費量は、令和2年度(2020年度)は1.14GJ/㎡、令和4年度(2022年度)は0.84GJ/㎡に減少。
福祉施設	↓ 減少	↑ 増加	● 平成28年度(2016年度)に市民交流センター(延べ床面積4,473.95㎡)の開館によるエネルギー消費の増加が一つの要因。
上下水道施設	↓ 減少	→横ばい	● エネルギー消費は毎年大きな変動がない。
消防施設	↓ 減少	↑ 増加	● エネルギー消費は増加しているが、電気の排出係数の減少で温室効果ガス排出量は減少。
教育施設	↑ 増加	↑ 増加	● 施設での燃料の使用(ガス)に伴う排出は、平成25年度(2013年度)以降、増加傾向。学校施設でガスエアコンの設置が進んだことによると考えられる。
一般廃棄物施設 (エネルギー起源)	↓ 減少	↓ 減少	● 可燃ごみの焼却量の減少が寄与していると考えられる。
一般廃棄物施設 (非エネルギー起源)	↓ 減少	—	● 可燃ごみの焼却量の減少が寄与していると考えられる。
医療施設	↓ 減少	↑ 増加	● エネルギー消費は、施設での燃料の使用(ガス)、電気の使用ともに増加。電気の排出係数の減少で温室効果ガス排出量は減少。
文化・スポーツ施設	↓ 減少	↓ 減少	● エネルギー消費量は、16.4%減少。
その他の施設	↓ 減少	→横ばい	● 電気の使用に伴う排出は近年減少傾向。
自動車	↑ 増加	↑ 増加	● 自動車の保有台数は、平成25年度(2013年度)の146台から令和4年度(2022年度)の170台に増加。
合計	↓ 減少	↑ 増加	● 温室効果ガス排出量は、20.8%減。エネルギー消費量は6.1%増。電気の排出係数の減少により温室効果ガス排出量は減少。

4.4 温室効果ガス排出量等の将来予測（BAU）

温室効果ガス排出量の現状趨勢（BAU）ケースを以下の方法で推計しました。

- ① 平成 25 年度（2013 年度）～令和 4 年度（2022 年度）のエネルギー消費原単位を算定。なお、市の事務事業は市の人口に比例すると仮定し、（エネルギー消費量÷市の人口）で算出。
- ② 平成 25 年度（2013 年度）から令和 4 年度（2022 年度）のエネルギー消費原単位の推移を基に近似式により 2030 年度のエネルギー消費原単位を推計。
- ③ 上記②で算出したエネルギー消費原単位を、令和 12 年（2030 年）の市推計人口と乗じて算出。

以上から算出した結果を図4-13 に示します。

図のように、平成 25 年度（2013 年度）以降、エネルギー消費原単位は増加傾向にあり、今後も同様に増加すると仮定すると、令和 12 年度（2030 年度）のエネルギー起源 CO₂ 排出量は 10,695 t-CO₂ と推計されます。

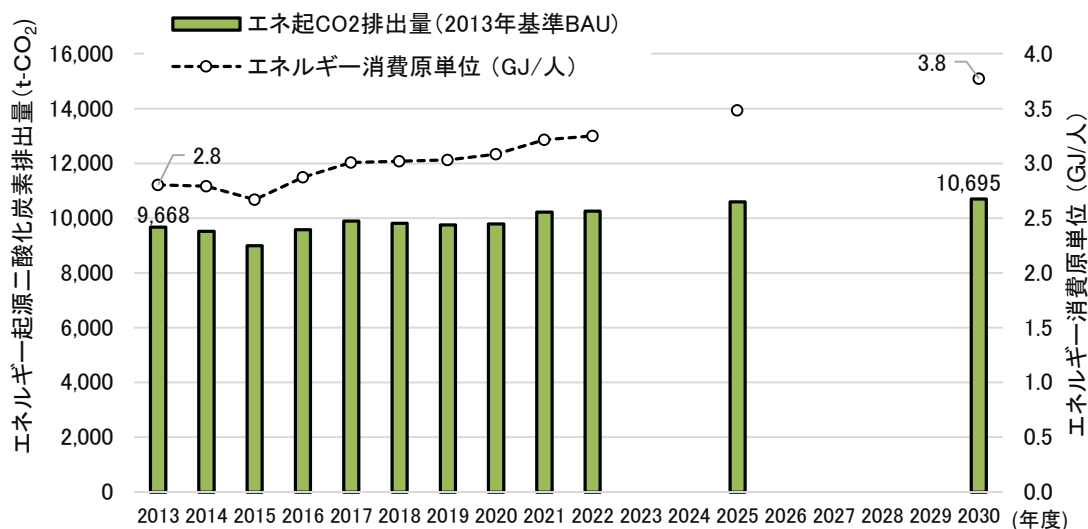


図4-13 エネルギー消費原単位と人口推計に基づくエネルギー起源 CO₂ 排出量の推計

※2014 年度以降が 2013 年度のエネルギー消費原単位に基づく推計値。2022 年度までの排出量は、排出係数の改善等により、推計値より低い値となっている。

4.5 再生可能エネルギー導入見込み

- 市の事務事業のエネルギー消費のうち、医療施設での消費が 33.8%を占め、次いで一般廃棄物施設の 14.9%、教育施設の 13.9%の順となっています。
- ここではエネルギー消費が大きい施設の中で、保有施設数が多く、発電設備を設置できるポテンシャルが高いと想定される教育施設を対象に再生可能エネルギーの導入見込量を推計しました。
- なお、廃棄物処理施設は、令和 7 年（2025 年）に廃棄物処理事業が広域化され、当該施設がリサイクル施設等に再整備される予定であるため検討から除外しています。
- 検討に当たっては、太陽光発電設置可能性簡易判定ツール（地方公共団体版）（令和 5 年（2023 年）3 月）を参考に、市有教育施設の屋根面積を基に太陽光発電設備の設置容量及び年間発電見込み量を推計しました。
- 設置可能容量目安は $1\text{kW} = 8\text{ m}^2$ 、また、システム容量 1kW あたりの年間予想発電量は、 $1,063\text{kWh/年/kW}$ としています。

表 4-3 教育施設での CO₂ 排出削減量等の推計

		設置可能 システム容量 (kW)	システム容量 1kW あたりの年間予想発電量 (kWh/年)	CO ₂ 排出削減量※ (t-CO ₂)
小中 高校	校舎	1,530	1,626,092	-486
	体育館	886	941,430	-281
	格技場	56	59,917	-18
合計		2,472	2,627,438	-786

※CO₂ 排出削減量は、2022 年度の関西電力排出係数 $0.000299\text{t-CO}_2/\text{kWh}$ で算出

第5章 本計画の目標

5.1 本計画で対象とする施設

ここからは、本計画の新しい目標値の設定を行います。目標値の設定に当たっては、表5-1に示す施設を対象とします。

なお、令和7年（2025年）に廃棄物処理事業が広域化され、現在稼働中の施設はリサイクル施設等に再整備される予定であるため、計画対象施設から除外しています。

表5-1 計画の対象とする施設

施設分類	施設種別	担当課
庁舎等	大和高田市役所庁舎	総務課
消防施設	消防団詰所	危機管理課
福祉施設	ゲートボール場・さくら荘・老人憩いの家・ゆうゆうセンター	社会福祉課
	市民交流センター	まち振興課
	こども園・保育所・幼稚園・児童ホーム	保育幼稚園課
	児童館※1	こども家庭課
	保健センター	健康増進課
	青少年会館・総合会館・隣保館・集会所	人権施策課
上下水道施設	配水場等※2	水道総務課
	市内マンホールポンプ等	下水道課
教育施設	小学校・中学校・高等学校	教育総務課
医療施設	市立病院・訪問看護ステーション等	市立病院管理課
	天満診療所	保険医療課
文化・スポーツ施設	勤労青少年ホーム	商工振興課
	さざんかホール	文化振興課
	総合体育館・武道館・プール等	スポーツ振興課
	図書館・郷土資料室・葛城コミュニティ・公民館等	生涯学習課
その他の施設	市営住宅共用部分等	住宅課
	斎場等	市民衛生課
	交通広場・駐車場・サイクルポート等	生活安全課
	ポンプ場・道路照明灯等	土木管理課
	市内各公園	都市計画課

※1 児童館は令和6年度に廃止することが検討されています。

※2 配水場等は令和7年度に県域水道事業に統合することが検討されています。

5.2 温室効果ガス排出量の削減目標の考え方

国の地球温暖化対策計画では令和12年（2030年）には温室効果ガス排出量を平成25年（2013年）比で46%削減、2050年に完全なカーボンニュートラルを実現することを目標に定めています。

この目標は、部門ごとに表5-2に示す削減率となっています。

表5-2 国の温室効果ガス削減目標

(百万t-CO ₂)			
	2013年度 実績	2030年度 目標・目安	削減率 (2030/2013)
エネルギー起源CO ₂	1,235	677	-45%
産業部門	463	289	-38%
業務その他部門	238	116	-51%
家庭部門	208	70	-66%
運輸部門	224	146	-35%
エネルギー転換部門	106	56	-47%
非エネルギー起源CO ₂	82.3	70.0	-15%
メタン（CH ₄ ）	30.0	26.7	-11%
一酸化二窒素（N ₂ O）	21.4	17.8	-17%
代替フロン等4ガス	39.1	21.8	-44%
ハイドロフルオロカーボン類（HFCs）	39.1	14.5	-55%
パーフルオロカーボン類（PFCs）	3.3	4.2	+26%
六ふっ化硫黄（SF ₆ ）	2.1	2.7	+27%
三ふっ化窒素（NF ₃ ）	1.6	0.5	-70%
温室効果ガス吸収源	-	47.7	
二国間クレジット制度（JCM）	官民連携で令和12年度（2030年度）までの累積で、1億tCO ₂ 程度の国際的な排出削減・吸収量を目指す。我が国として獲得したクレジットを我が国のNDC達成のために適切にカウントする。		
計	1,408	760	-46%

本市の事務事業における温室効果ガス排出量は、大部分が「業務その他部門」に該当し、一部「運輸部門」及びその他のガス（CH₄、N₂O、HFCs）が該当します。

本計画の削減目標は、国の目標を踏まえ、令和 12 年度（2030 年度）までに該当する各部門及び各ガスの削減率と同等の削減をめざすこととします。

令和 12 年度（2030 年度）の本市の事務事業での温室効果ガス排出量の目標削減率を表5-3 に示します。

表5-3 本市の事務事業での温室効果ガス排出量の目標削減率（2030 年度）

ガス種及び排出要因		2030年度における 基準年度からの目標削減率
エネルギー起源 二酸化炭素	燃料等の使用（自動車以外）	-51%
	燃料の使用（自動車）	-35%
非エネルギー起源二酸化炭素		-15%
メタン（CH ₄ ）		-11%
一酸化二窒素（N ₂ O）		-17%
ハイドロフルオロカーボン類（HFCs）		-55%

5.3 温室効果ガス排出量の削減目標

- ・本計画では、国の地球温暖化対策計画と同様に平成 25 年度（2013 年度）を基準年度として、令和 12 年度（2030 年度）までに表5-3 に示す排出要因別の削減を目標とします。
- ・なお、令和 7 年度（2025 年度）に廃棄物処理事業が広域化され、現在稼働中の施設はリサイクル施設等に再整備される予定であるため、計画目標から除外しています。
- ・なお、本計画では、2030 年度に国の削減目標と同等の削減を行うことを展望し、計画目標年の 2028 年度には、線形補間を行って算出した基準年度比 42.8%削減を目標とします。

表 5-4 市の事務事業における温室効果ガス排出量の実績値及び目標値

			実績値		目標値		(t-CO ₂) 基準年度比 (参考)
			平成 25 年度 (2013 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 10 年度 (2028 年度)	令和 12 年度 (2030 年度)	令和 12 年度 (2030 年度)
二酸化炭素 (エネルギー起源)	施設	電力	5,803	3,720	3,063	2,843	-51%
		ガス	1,783	2,230	1,213	874	
		石油	288	155	145	141	
	自動車		150	204	124	97	-35%
メタン			75	87	72	67	-11%
一酸化二窒素			45	47	40	37	-17%
ハイドロフルオロカーボン			2.1	2.4	1	1	-55%
計			8,146	6,447	4,657 (基準年度比 -42.8%)	4,061 (基準年度比 -50.2%)	

※実績値には、一般廃棄物処理施設からの排出量を計上していないため、表 4-1 等に示す数値とは異なります。

※温室効果ガス排出量は端数処理を行って記載していますので、表内の数値で削減率を算出した場合、数値が整合しない場合があります。

本計画の目標

2028年度までに、平成25年度(2013年度)を基準として

42.8% 以上削減する

本計画では、令和12年度(2030年度)に国の削減目標と同等の削減を行うことを展望し、計画目標年の令和10年度(2028年度)には、線形補間を行った基準年度比で42.8%削減することを目標とします。

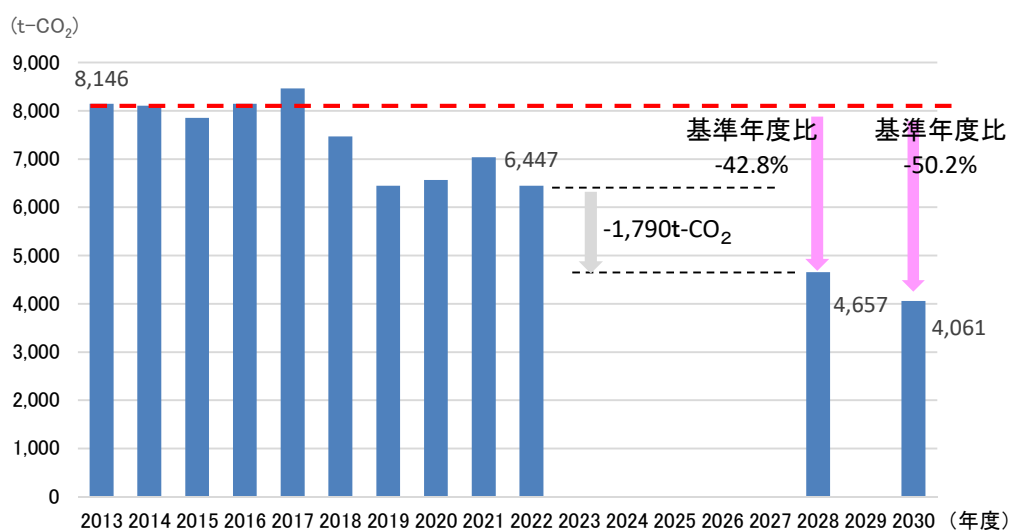


図 5-1 温室効果ガス排出量の基準年度値、現状値、目標

※実績値には、一般廃棄物処理施設からの排出量を計上していないため、表 4-1 等に示す数値とは異なります。

※温室効果ガス排出量は端数処理を行って記載していますので、図中の数値で削減率を算出した場合、数値が整合しない場合があります。

5.4 再生可能エネルギーの導入目標

- 計画目標を達成するためには、令和10年度(2028年度)までに令和4年度(2022年度)の排出量よりも1,790 t-CO₂削減する必要があります。
- 項目 5.5 で示したように、市内の小中高校の屋上すべてに太陽光発電システムを設置した場合、理論上は786 t-CO₂の削減を行うことが可能となります。(令和4年度(2022年度)の関西電力の排出係数で推計した場合)
- 令和10年(2028年)の目標達成のためには残り1,004 t-CO₂の削減が必要になります。追加の削減分については、排出係数がより少ない電力契約や、

電力以外のエネルギーを含めたエネルギー利用の効率化により達成するもの
とします。

第6章 目標達成に向けた取組

6.1 再生可能エネルギーの最大限の活用に向けた取組

1) 太陽光発電の最大限の導入

- ・新築する施設等の建築物について、太陽光発電設備を最大限設置するよう検討します。
- ・既存の施設等の建築物や土地においても太陽光発電設備を最大限設置することを検討します。

2) 蓄電池・再生可能エネルギー熱の活用

- ・太陽光発電により生じた余剰電力の更なる有効利用及び災害時のレジリエンス強化のため、蓄電池や燃料電池の導入を検討します。

6.2 建築物の建築、管理等に当たっての取組

1) 建築物における省エネルギー対策の徹底

- ・新たに建築物を建築する際には、省エネルギー対策を徹底し、温室効果ガスの排出の削減等に配慮したものとして整備します。
- ・断熱性能向上のため、屋根、外壁等への断熱材の使用や、断熱サッシ・ドア等の断熱性の高い建具の使用を図ります。特に、建築物の断熱性能に大きな影響を及ぼす窓については、複層ガラスや二重窓、窓のひさしやブラインドシッターの導入など、断熱性能の向上に努めます。

【空調設備】

- ・空調設備を新設又は更新する際は、温室効果ガスの排出の少ない高効率な機器の導入を図ります。また、既存の空調設備についても、温室効果ガスの排出の少ない高効率な機器への計画的な更新を検討します。
- ・既存の空調設備において冷却性能の低下等の異常が認められる場合は、効率低下や冷媒の漏えいを防止するため、速やかに補修する等、必要な措置を講じます。
- ・空調設備の適切な運用により、建物内における適切な室温管理（冷房の場合は 28 度程度、暖房の場合は 19 度程度）を図ります。
- ・外気温や湿度、立地、建物の状況等も考慮し、適切な室温となるよう、空調設備を適切に使用します。

【効率的なエネルギー利用の推進】

- ・ 損失の少ない受電用変圧器の使用を促進する等、設備におけるエネルギー損失の低減を促進します。
- ・ 建物の省エネルギー診断を実施し、診断結果に基づき、エネルギー消費機器や熱源の運用改善を行います。
- ・ 施設・機器等の更新時期も踏まえ高効率な機器等を導入するなど、費用対効果の高い合理的な対策を計画、実施します。
- ・ エネルギー管理の徹底を図るため、ビルのエネルギー管理システム（BEMS）の導入を検討します。

2) 建築物の建築等に当たっての環境配慮の実施

【設計時】

- ・ 建築工事の設計者を選定する際、技術的能力の審査に基づく選定方法を採用し、環境への配慮を重視した企画の提案などの採用を検討します。

【建設資材の取り扱い】

- ・ 建設資材は、再生された又は再生できるものをできる限り使用するなど環境配慮に努めます。
- ・ 建設業者による建設廃棄物等の適正処理を発注者として確認します。

【水の有効利用や水循環の確保】

- ・ 雨水利用・排水再利用設備等の活用により、水の有効利用を推進します。
- ・ 施設等の敷地に植栽を施し、緑化を推進するとともに、保水性舗装を整備し、適切な散水の実施に努めます。

【木材や樹木の利活用】

- ・ 「建築物における木材の利用の促進に関する基本方針」（令和 3 年（2021 年）10 月 1 日木材利用促進本部決定）に基づき、木材利用を推進します。
- ・ 敷地内の環境の適正な維持管理の推進のため、所管地に生育する樹木の剪定した枝や落葉等は、再生利用を行い、廃棄物としての排出の削減を図ります。

【効率的なエネルギー利用の推進】

- ・ 定格出力が大きく負荷の変動がある動力装置について、インバータ装置の導入を検討します。
- ・ エレベーターの運転の高度制御、高効率 LED 照明の設置、空調の自動制御設備について、規模・用途に応じて検討し、整備を進めます。
- ・ 屋外照明器具の設置に当たっては、上方光束が小さく省エネルギー性の高い

適切な照明機器を選定します。

- ・ 最大使用電力を設定し、使用電力に応じて警報の発報などを行う電力のデマンド監視装置等の導入を検討します。
- ・ 機器の効率的な運用に資するため、温度センサーや空調の効率低下を防ぐための室外機への遮光ネットなどの導入を検討します。

3) 新しい技術の率直的導入

- ・ 高いエネルギー効率や優れた温室効果ガス排出削減効果等を確認できる技術を用いた設備等の率直的導入に努めます。

4) 2050 年カーボンニュートラルを見据えた取組

- ・ 温室効果ガスを排出する構造のインフラが長期にわたり固定化すること（ロックイン）がないよう、施設等の建築物における燃料を使用する設備について、脱炭素化された電力による電化を進めます。
- ・ 電化が困難な設備について使用する燃料をカーボンニュートラルな燃料へ転換することを検討するなど、当該設備の脱炭素化に向けた取組について具体的に検討し、計画的に取り組めます。

6.3 財やサービスの購入・使用に当たっての取組

1) 電動車の導入

- ・ 公用車は、代替可能な電動車（電気自動車（EV）、燃料電池自動車（FCV）、プラグインハイブリッド自動車（PHEV）、ハイブリッド自動車（HV））がない場合等を除き、電動車への更新を検討します。
- ・ 公用車の買換え等に当たっては、使用実態を踏まえ必要最小限度の大きさの車を選択する等、より温室効果ガスの排出の少ない車の導入を進めます。
- ・ 公用車一台ごとや燃料設備ごとの走行距離、燃費等を把握するなど燃料使用量の調査をきめ細かく行うとともに、使用実態を精査し、公用車台数の見直しを行い、その削減を図ります。
- ・ アイドリングストップ装置の活用などにより、待機時のエンジン停止の励行、不要なアイドリングの中止等の環境に配慮した運転を行います。
- ・ メディア対応型の道路交通情報通信システム（VICS）対応車載器を積極的に活用します。
- ・ タイヤ空気圧調整等の定期的な車両の点検・整備を実施します。

2) LED照明の導入等

- 施設等の新築・改修時には、LED 照明を標準設置するとともに、既存の施設等においても、計画的に LED 照明への切替えを行い、市が管理する施設全体の LED 照明の導入割合を、令和 12 年度（2030 年度）までに 100%とします。
- LED 照明の導入に当たっては、必要な照明のみ点灯することでエネルギー使用量の抑制を推進します。
- 照明の使用に当たっては、点灯時間の縮減や適切な照度調整により節電を徹底します。特に、昼休みは業務上支障がある場合を除き消灯を徹底し、夜間も業務上必要最小限の範囲で点灯します。

3) 再生可能エネルギー電力調達の推進

- 令和 12 年度（2030 年度）までに調達する電力を可能な限り再生可能エネルギー電力とするほか、温室効果ガスの更なる削減を目指し、前出の電力以外にも、排出係数の可能な限り低い電力の調達をめざします。

4) 省エネルギー型機器の導入等

- パソコン、コピー機等のOA機器、冷蔵庫、ルームエアコン等の家電製品等の機器は、旧型のエネルギーを多く消費するものについては廃止又は買換えを計画的、重点的に進めます。
- 買換え、新規購入の際は、省エネルギー型のものを選択します。
- 機器の省エネルギーモードを適切に使用し、待機電力の削減を含めて使用面での改善を図るとともに、機器の使用時間を縮減するなどによる節電を徹底します。

5) 自動車利用の抑制等

- Web 会議システムやテレワークの活用も含め、職員及び来庁者の自動車利用の抑制・効率化に努めます。
- 職員の通勤時や業務時の移動において、極力、鉄道、バス等公共交通機関を利用します。

6) 節水機器等の導入等

- ・現に使用している水多消費型の機器の廃止又は買換えを計画的に進め、買換えに当たっては、節水型等のものを選択します。また、これらの機器の新規の購入に当たっても同様とします。

7) リデュースの取組やリユース・リサイクル製品の率先調達

- ・物品の調達に当たっては、再生素材や再生可能資源等を用いた製品を積極的に購入します。
- ・容器包装を利用する場合は、簡略なものとし、その容器包装の再使用を行います。
- ・詰め替え可能な洗剤、文具等を使用します。
- ・弁当及び飲料容器について、リターナブル容器で販売されるものの購入を進めるとともに、適正な回収ルートを設け、再使用を促していきます。
- ・プラスチック製の物品の調達に当たっては、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号）に則り、プラスチック使用製品設計指針に適合した認定プラスチック使用製品を調達します。

8) 用紙類の使用量の削減、再生紙の使用等

- ・書類の電子化や電子決裁を推進し、ペーパーレス化を一層進めます。
- ・市役所内部で使用する資料のほか、審議会等の会議へ提出する資料や記者発表資料等についても、ペーパーレス化を進めるとともに、やむを得ず用紙を使用する場合は、両面印刷・両面コピーを徹底します。
- ・また、簡素化・規格の統一化を進め、そのページ数や部数についても必要最小限の量となるよう見直しを図ります。
- ・不要となった用紙類（ミスコピー、使用済文書、使用済み封筒等）については、再使用や再生利用を徹底します。特に、裏紙使用が可能な場合は、裏紙使用を徹底します。
- ・シュレッダーの使用は秘密文書の廃棄の場合のみに制限します。
- ・コピー用紙、事務用箋、伝票等の用紙類の年間使用量について、部署単位など適切な単位で把握・管理し、使用量の見える化を図ることで、削減を推進します。
- ・FAXは、その他の媒体でのやりとりが困難である場合を除き、原則として使用しないこととします。

- 使用するコピー用紙、トイレットペーパー等の用紙類については、再生紙とすることを徹底します。
- 印刷物については、再生紙を使用します。また、その際には古紙パルプ配合率を明記するよう努めます。

9) 合法木材、再生品等の活用

- 文具類、機器類、制服・作業服等の物品を購入する場合は、再生材料から作られたものの使用を原則とします。
- 合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律(平成 28 年法律第 48 号)等に基づき合法性が確認された木材又は間伐材等の木材や再生材料等から作られた製品を使用します。
- 初めて使用する原材料から作られた製品を使用する場合には、リサイクルのルートが確立しているものを使用します。

10) グリーン冷媒使用製品の購入・使用の促進

- 安全性、経済性、エネルギー効率等を勘案しつつ、グリーン冷媒（自然冷媒や低 GWP 冷媒）を使用する製品を積極的に導入します。

11) エネルギーを多く消費する自動販売機の設置等の見直し

- 施設内の自動販売機を、エネルギー消費が少なく、また、オゾン層破壊物質及び HFC を使用しない機器並びに調光機能、ヒートポンプ、ゾーンクーリング等の機能を有する省エネルギー型機器への変更を検討します。

12) フロン類の排出の抑制

- HFC 等のフロン類冷媒を使用する業務用冷凍空調機器を使用する場合は、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成 13 年法律第 64 号。以下「フロン排出抑制法」という。）に基づいて、機器の簡易点検（管理者による 3 月に 1 回以上の点検）及び定期点検（一定規模以上の機器について、専門的知見を有する者による 1 年又は 3 年に 1 回以上の点検）を行い、点検記録簿を整備します。なお、点検にて漏えい又は故障等を確認した場合には、速やかに処置を行います。
- 点検記録及びフロン排出抑制法に基づく証明書等の保存に当たっては、冷媒管理に関連する書類の作成や保存を電磁的に行うことができる冷媒管理シス

テム（RaMS）を活用するなど、電子化を検討します。

- ・機器の廃棄時には、フロン排出抑制法に基づき冷媒回収を徹底します。

13) 電気機械器具からの六ふっ化硫黄（SF₆）の回収・破壊等

- ・施設等の公共施設の電気機械器具については、廃棄、整備するに当たって極力 SF₆ の回収・破壊、漏えいの防止を行うよう努めます。

6.4 その他の温室効果ガスの排出の削減等への配慮

1) 廃棄物の 3R+Renewable

- ・施設等から排出されるプラスチックごみは、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律に則り、率先して排出の抑制、リサイクルを実施し、リサイクルを実施することができない場合には熱回収を実施します。
- ・施設等で使用するプラスチック使用製品については、再生素材や再生可能資源等への切替えを実施します。
- ・分別回収ボックスを十分な数で執務室内に適切に配置します。
- ・ワンウェイ（使い捨て）製品の使用や購入の抑制を図ります。
- ・コピー機、プリンターなどのトナーカートリッジの回収と再使用を進めます。
- ・食べ残し、食品残渣などの有機物質について、再生利用や熱回収の検討を行います。
- ・食ロス削減に関する職員への啓発や災害用備蓄食料のフードバンク等への寄附等の取組を積極的に推進します。

2) 自治体主催等のイベントの実施に伴う温室効果ガスの排出等の削減

- ・自治体が主催するイベントの実施に当たっては、会場の冷暖房の温度設定の適正化、参加者への公共交通機関の利用の奨励、ごみの分別、ごみの持ち込みの自粛・持ち帰りの奨励など廃棄物の減量化、リユース製品やリサイクル製品を積極的に活用するなど、温室効果ガスの削減に資する取組を徹底して行います。
- ・自治体が後援等をする民間のイベントについても、前出の取組が行われるよう促すこととします。

3) ワークライフバランスの確保

- ・ 計画的な定時退庁の実施による超過勤務の縮減を推進します。
- ・ ノー残業デーを定め、定時退庁の徹底を図ります。
- ・ 事務の見直しによる夜間残業の削減や、有給休暇の計画的消化の一層の徹底を図ります。
- ・ テレワークの推進や Web 会議システムの活用等により、多様な働き方を推進します。

4) 職員への地球温暖化対策に関する研修の機会の提供、情報提供

- ・ 地球温暖化対策に関する研修を計画的に推進します。
- ・ 庁内誌、パンフレット、庁内 LAN 等により、再生紙等の名刺への活用、計画されている地球温暖化対策に関する活動や研修など、職員が参加できる地球温暖化対策に関する活動に対して情報提供を行います。
- ・ 地球温暖化対策に関するシンポジウム、研修会への職員の積極的な参加が図られるよう便宜を図ります。

5) 職員に対する脱炭素ライフスタイルの奨励

- ・ 「クールビズ」、「ウォームビズ」の励行に努めます。
- ・ 職員に、太陽光発電や電動車の導入など、脱炭素型ライフスタイルへの転換に寄与する取組を勧めます。

6) 各自治体の実施計画の策定

- ・ 各自治体で温室効果ガスの排出削減等のための実施計画を策定します。
- ・ 実施計画は平成 27 年（2015 年）から令和 12 年（2030 年）までを目標期間とし、自治体ごとに温室効果ガス削減対策の目標を盛り込みます。
- ・ 実施計画には、策定、評価・点検を行う部署を明確化し、PCDA サイクルを導入します。

7) 温室効果ガス排出量削減計画の推進体制の整備と実施状況の点検

- ・ 温室効果ガス削減等計画の取組状況をまとめ、点検結果を公表します。
- ・ 各自治体での取組状況や点検結果等を踏まえ、見直しを行います。

第7章 計画の推進体制と進捗状況の公表

- 本計画の推進については、大和高田市地球温暖化対策実行計画庁内推進体制において行います。その組織及び役割分担は次の通りとします。
- また、事務局はデータの回収及び点検を実施し推進委員会での検討・承認の後、1年ごとに結果を公表します。

